

第 11 号

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例  
熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「平常的に」を削る。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第14条関係）

| 区分                           |             |     | 金額           |
|------------------------------|-------------|-----|--------------|
| 伝統工芸館が所蔵し、又は寄託を受けた伝統的工芸品等の展示 | 個人          | 一般人 | 1人1回につき 230円 |
|                              |             | 大学生 | 1人1回につき 140円 |
|                              | 団体（20人以上）   | 一般人 | 1人1回につき 150円 |
|                              |             | 大学生 | 1人1回につき 110円 |
| 上記以外の展示                      | 知事がその都度定める額 |     |              |

備考

- 「一般人」とは、満15歳以上の者であつて、大学生並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。
- 「大学生」とは、大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第2の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第14条関係）

| 区分    |              | 金額     |
|-------|--------------|--------|
| 展示室1  | 午前9時から午後5時まで | 7,500円 |
| 展示室2  | 午前9時から午後5時まで | 7,500円 |
| 展示室3  | 午前9時から午後5時まで | 5,670円 |
| 展示室4  | 午前9時から午後5時まで | 5,670円 |
| 展示室5  | 午前9時から午後5時まで | 6,930円 |
| 展示室6  | 午前9時から午後5時まで | 5,990円 |
| 地下会議室 | 午前9時から正午まで   | 4,050円 |
|       | 午後1時から午後5時まで | 5,400円 |
|       | 午前9時から午後5時まで | 9,450円 |
| 和室    | 午前9時から午後5時まで | 4,820円 |

|                       |              |          |
|-----------------------|--------------|----------|
| 工房                    | 午前9時から正午まで   | 3, 420円  |
|                       | 午後1時から午後5時まで | 4, 560円  |
|                       | 午前9時から午後5時まで | 7, 980円  |
| 展示室1及び展示室2を一体的に使用する場合 | 午前9時から午後5時まで | 17, 250円 |

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の熊本県伝統工芸館条例（以下「条例」という。）第7条第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の条例の許可の申請に関する規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 3 前項の規定により許可の申請があった場合の改正後の条例第7条第1項（改正後の条例第12条第3項において読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の許可については、施行日前においても、改正後の条例の許可に関する規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日において改正後の条例第7条第1項の規定により受けた許可とみなす。
- 4 前項の許可に係る改正後の条例第10条第1項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表第2の区分の欄に掲げる施設及び使用の時間に応じ、同表の金額の欄に定める額を徴収することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、条例第12条第1項の規定により熊本県伝統工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県伝統工芸館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第14条第1項の利用料金を収受させることができ、当該指定管理者は、同条第3項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

##### (提案理由)

熊本県伝統工芸館の大規模改修に伴う展示室の新設及び施設使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、観覧料及び使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。